

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 60 号
2025 年 7 月

目 次

[『政治思想研究』編集委員会からのお知らせ] 政治思想研究論文の「型」について.....	1
[ホームページ管理委員会からのお知らせ] J-Stage 登録情報確認のお願い	3
[書評] 有機体としての憲法——Elias Buchetmann, <i>Hegel and the Representative Constitution</i> を読む 林 嵩文.....	4
[会務報告] 2024 年度会計報告書	6
2025 年度予算案	7
2024 年度第 3 回理事会議事録	8
2025 年度第 1 回理事会議事録	10
[2026 年研究大会] 第 33 回 研究大会「公募パネル」募集のお知らせ	12
第 33 回 研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ	14
政治思想学会「学会報告奨励賞」(2025 年度)のご案内	15

政治思想研究論文の「型」について

『政治思想研究』編集委員会

はじめに

『政治思想研究』には、毎年、多くの力作が投稿されており、編集委員会委員一同、心強く感じています。論文を投稿して下さった会員の皆さん、匿名の査読を引き受けていただいた査読者の皆さんに、お礼申し上げます。しかし他方、投稿論文ならびに査読コメントを網羅的に見る中で、必ずしも論文の「型」に関する考え方が共有されていないのではないかと感じられることがあり、それが掲載可否の判断に影響を与えている面があることに少なからぬ懸念を抱いております。たとえば、「先行研究との相違を明示するように」といった類の初歩的な査読コメントが付くケースが少なくありません。より深刻なのは、先行研究批判がなされていない、あるいは不十分にしかなされていないせいで、剽窃という疑念が生じるケースも少なからず発生し続けていることです。ここに、論文の「型」に関する理解の度合いが掲載可否に影響を与えかねないと思われるポイントを『政治思想研究』編集委員会としてまとめましたので、論文投稿の際に参考にいただければ幸いです。

1. なぜ論文を公表するのか

『政治思想研究』で論文を公表する第一義的な趣旨は、研究成果を会員全体で共有し、そのことによって日本における政治思想研究の水準、会員が政治学、政治理論、政治思想史などを大学で教える際の、教育の水準を向上させていくことでもあります（このことは、学会発表にも当てはまります）。そのため、『政治思想研究』に投稿する際、この研究成果を政治思想学会会員にぜひとも共有

してほしいと心から願っているかどうかを考えてみてください。論文を投稿すれば、査読者や編集委員会に少なからぬ労力を強いることとなります。また、論文が活字になれば、特に専門の近い研究者に、その論文を読む道徳的義務を負わせることとなります（この点は、後述する先行研究批判という論点と関わります）。自分の投稿論文が会員と共有するに値するかどうかを考えて論文を執筆し、投稿するようにしてください。

『政治思想研究』の査読は、想定読者が政治思想学会会員であることを念頭において為されていますが、会員の専門分野は、政治哲学・政治理論、西洋政治思想史、日本政治思想史に分類されておりますので、該当する分野の会員を念頭において執筆されていれば、査読において問題視されることはありません。それ以外の分野の会員にも理解できるよう、読みやすさに配慮された論文になっているかどうかは、掲載可否を超えたところで問われる、論文の質に関わる問題ということになります。

2. なぜ先行研究批判をしなければならないのか

次に査読において問われるのは、先行研究批判が十分に なされているかどうかという点です。残念ながら、投稿論文のなかには先行研究批判が欠落しているもの、あるいは不十分であることが主因となって掲載不可となるものが少なくありません。

研究論文を執筆する際には、過去の研究書や研究論文は、第一義的には、単なる参考文献ではなく、乗り越えるべき到達点です。ある研究テーマに関して、内外でどのような研究が蓄積されてきたのか（自分自身が過去に発表した研究書や研究

論文も含まれます)。その最高到達点をもってしても、どのような限界をはらんでいるのか。自分の論文はどのようにその限界を克服しようとするのか。自分の論文の論旨(アーギュメント)のオリジナリティーを証明するために、その論旨との関連で過去の研究書・研究論文(特に最高到達点の)を整理・批判するのが、先行研究批判です。関連する研究書や研究論文を紹介しただけでは、先行研究批判にはなりません。先行研究を紹介しただけでは不十分であり、自分の論文の論旨との関連で先行研究の意義と限界を明らかにし得ているかどうかという点が、査読において問われている重要なポイントです。先行研究との違いを明示してこそ、査読者も、論文の論旨にオリジナリティーがあるかどうかを判断しやすくなります。論旨にオリジナリティーがあることを断定するのが難しい場合であっても、投稿者がオリジナリティーを主張していることは理解できますし、査読者だけでなく、別の研究テーマを研究している会員にとっても、論文のオリジナリティー(と主張されているもの)をつかみやすくなります。それ以上に重要なことですが、先行研究との違いを明示してこそ、アイデア盗用というクレームが生じるのを避けることができます。先行研究批判は、序論(はじめに)の本文もしくは序論の注に行うのが普通です。なお、結論(おわりに)においても、本論で論じてきたことを踏まえて、先行研究との相違点を改めて整理すれば、なお望ましいでしょう。

先行研究批判に関して、二つの点を補足しておきます。第一に、先行研究批判が自己目的化してしまうと、重箱の隅をつついたような論旨になるおそれがあります。レヴェアトな論旨があつてこそその先行研究批判です。先行研究批判のための先行研究批判にならないようご注意ください。第二に、自分の研究対象に先行研究がないか、あるいは極めて少ない、ということがありえないわけではありません。そうした場合には、その対象を扱うことが知的にどのような意義があるかを説明することが必要です。これまでの研究がそれに着目してこなかったのは、そこに取り上げるべき知

的な意義を見出さなかったからかもしれないからです。

3. 注の付け方

注の付け方についても、改めて認識を共有する必要があります。若手による投稿論文のなかには、なぜ注を付けるか、どのように注を付けるかについて十分には理解されていないように見受けられるものも少なくないからです。

注の中には本文に組み込むには細かすぎたり、本文に組み込むと論証の趣旨から議論が脱線したりするが論文に記しておいたほうがよい事柄を本文の外に出す補足の注もありますが、より重要で省略することができないのは出典の注です。出典の注を付けずに直接引用や要約引用(パラフレーズ)をすると、研究不正や著作権侵害になり得ます。この点は、研究倫理講習などで共有されていると思います。出典の注を付けるのは、著者が何を根拠にそのようなことを記しているのか、査読者や読者がチェックできるようにするためです。特に、同じテーマで研究する研究者にとっては、根拠となる文献に当たってチェックしたいと思う者もいるはずで、しかるに、出典の注が付いていなければ、明確な根拠に基づいて書いているのか、それともいい加減な根拠(それどころか捏造)に基づいて書いているのか、確認することが極めて難しくなります。それゆえ、単に文献名を挙げるだけでなく、可能なかぎりページ数を限定することが大事になってきます。

やや細かい点になりますが、注を付ける際、次の点にも神経を使ってほしいところです。たとえば、A、B、Cという三つの文章の最後に注を付け、「A。B。C(注)。」のように表記したとします。この場合、注がCに係ることは明らかですが、AやBにも係るかどうかは曖昧です。処理の仕方は難しいですが、Aの前にXを入れれば、注がAやBにも係ることが明確になります。たとえば、「Xによれば、A。B。Cというのである(注)。」のように表記すれば、注がAやBにも係ることが明確になります。他の手法もあると思

ますが、いずれにしても、このあたりまで細心の注意を払ったうえで注を付けていただければと思います。

4. 校正について

校正については、出版社の編集者、編集主任・副主任も校正作業を担当していますが、最終的な責任は著者自身が負うことになります。間違っているという前提で、投稿前だけでなく校正段階でも徹底的にチェックしてください。自分だけでは気づきにくいことも少なくないので、身近な研究者にチェックをお願いするとよいでしょう。

たとえば、45頁を54頁にしまったり、あるいは、岩波新書を岩波文庫にしまったり——こうしたケアレスミスは想像以上に多くあります。例えば原文を400字程度引用すれば、一、二カ所は誤植があるに違いないと思ってチェックしてみてください。過信は禁物です。特に留意してほしいのは、校正刷りだけを見てチェックするのは校正とはいえないということです。それでは、誤植を見つけることはできても、正確に原典を引用できているか、ページ数にミスがないかといった点はチェックできないからです。これらの点を見つけ出すためには、必ず校正刷りと現物とを照らしあわせてチェックする必要があります。

最後に

以上、『政治思想研究』編集委員会から会員の皆さんに、論文投稿上の留意点を記してきました。最低限の「型」を踏まえていないばかりに、掲載不可となる論文があることは残念なことです。最低限の「型」を踏まえた論文の投稿をお待ちしています。「型」の要求は、投稿者の思想的立場やスタイルを縛るものではありません。むしろ「型」の共有があればこそ、一人ひとりの自由を尊重することも可能になります。その点をご理解いただき、『政治思想研究』に論文を投稿していただけることを編集委員会一同期待しています。

J-Stage 登録情報確認のお願い

ホームページ管理委員会

『政治思想研究』第9号から第24号に掲載された論文・書評をJ-Stageに登録しました。ご自身の論文・書評の登録情報に誤りがないか、ご確認ください。なお、J-Stageの仕様上、「第〇号」ではなく「第〇巻」として表示されておりますが、この点は修正できません。万が一、登録情報に誤りがございましたら、ホームページ管理委員会の岡崎晴輝までご連絡ください。

okazaki.seiki.882@m.kyushu-u.ac.jp

有機体としての憲法

——Elias Buchetmann, *Hegel and the Representative Constitution* (Cambridge University Press, 2023) を読む

林 嵩 文 (専修大学)

本書は、ケンブリッジ大学出版局のシリーズ“*Ideas in Context*”の一冊として2023年に出版された。このことから分かるように、著者エリアス・ブーヘットマンはG・W・F・ヘーゲルの政治思想、とりわけ彼の「代表制的憲法 (representative constitution, repräsentative Verfassung)」の構想を『法哲学綱要』(初版1821年)や法哲学講義をベースに分析すると同時に、同時代の政治的・社会的議論をふんだんに参照し、ヘーゲルの議論が同時代のコンテクストにおいていかなる意味を持っていたのかを解明している。

本書が設定するコンテクストは大別すれば2つある。ひとつは、フランス革命やナポレオン戦争後のドイツ語圏における憲法導入問題といった政治的コンテクストである。とりわけ興味深いのは、ヘーゲルが故郷ヴュルテンベルクの憲法紛争に関して執筆した論考「ヴュルテンベルク王国領邦議会の討論の批評」(1817年)に従来の研究よりもはるかに重要な位置づけが与えられている点である。著者は、「『批評』はヘーゲルの1817/18年以降の講義や『法の哲学』でより洗練されたかたちで現れる多くの要素を含んでいる」(p. 41)と述べてこの論考の重要性を強調している。

もうひとつのコンテクストは、憲法や代議制の問題をめぐる同時代の、あるいは同時代によく参照された政治的言説である。その範囲は、モンテスキューやルソー、カントといったよく知られた思想家から、F・Chr・ダールマンやK・A・v・ヴァンゲンハイム、F・ヘーゲヴィッシュ、P・F・シュトゥーア、C・L・v・ハラールといった比較的知名度の低い思想家に及ぶ。彼らのテキストを参照する際、著者はヘーゲルの著作における直接の言及やヘーゲルの蔵書目録を確認してコンテクストを実証的に再構成している。

本書第1章によれば、ナポレオン戦争の終結後にドイツ語圏では憲法の導入を求める機運が非常に高まった。当時のドイツ人が憲法の導入に期待していたのは、「人々の権利の保障」と「民衆の統治への参加」であった (p. 32)。しかし、そのために導入される議会がどのように構成されるべきか、どのような権限を持つべきかについては千差万別の意見が存在した。この論争にヘーゲルが関与する直接のきっかけとなったのはヴュルテンベルクの憲法紛争である。この紛争に関してヘーゲルは、「良き古き法」にこだわり新憲法に反対する領邦議회를厳しく批判した。ここに著者は、ヘーゲルがのちに展開する、「旧来の議会の線に沿って組織されるのでもなければ革命フランスで試みられたような国民代表の個人主義的前提に依拠するのでもない代表制」の構想の背景を見て取る (p. 46)。

第2章では、「民族精神と一致して徐々に成長・発展する有機体としての憲法」というヘーゲルの概念が分析される。著者によれば、有機体としての憲法という概念によってヘーゲルが標的としているのは、一方でフランス革命を支えた自然法的契約論である。歴史的発展を無視して憲法を新しく作ることはナンセンスとして斥けられる。他方で、憲法は王と諸身分との契約によって導入されるべきだとする「憲法契約」の発想やハラールの家産制国家論もまた批判される。ヘーゲルはいずれの契約論も国家を個人の恣意や気まぐれに委ねる点で同じ誤りを犯していると考えたのである。それにもかかわらず、ヘーゲルはシュトゥーアと同じく「私が合理的だと認めるもの以外は何も認めない権利」としての「主観的自由」(p. 87)を近代世界の特徴だと考えた。こうしてヘーゲルは、歴史的発展に基づく有機体としての憲法と「主観的自由」という普遍的原理を調和させるため、革

命フランスとも「良き古き法」とも異なる「代表制的憲法」を構想することになる。

第3章では、国家権力を立法権・統治権・君主権に区別するヘーゲルの議論が検討される。ヘーゲルは、モンテスキューやカントが独立した権力相互が「抑制と均衡」を図る権力の分立を強調したのに対して、権力の有機的な統一が立憲君主制を構成すると考えた。最終決定権者として世襲君主が君臨するヘーゲルの構想がしばしば反自由主義的だと論じられてきたのに対して、著者は、個人の恣意や気まぐれを可能な限り排除することにヘーゲルの世襲君主の正当化の意図があったと分析する。また、ヘーゲルは主にヴェルテンベルクの書記官による業務の独占や身分制議会による国庫管理権の独占を念頭に置いて、君主による官吏の監督や君主・政府・議会の協働を重視していた。

第4・5章では、「代表制的憲法」の中心をなす議会についてのヘーゲルの議論が詳しく検討される。ヘーゲルは、「長子相続を課せられた不可譲の土地財産」を所有する「実体的身分」の代表者（第一院）と工業や商業に従事する「産業的身分」の代表者（第二院）が構成する二院制を正当化した。論拠として、議会を二つに分けることで成熟した意思決定が可能になること、そして民衆と政府の対立を媒介し緩和させる効果が挙げられる。ヘーゲルは媒介機能の担い手を、安定した財産を所有するがゆえに君主からも民衆からも独立している第一院に求めた。著者によれば、以上のような二院制の正当化は、ヴァンゲンハイムやヘーゲル・ヴィッシュの二院制論にも見られる。封建貴族的な特権を批判しつつ、「政治的必要性」のために敢えて近代の職業選択の自由や取引の自由と矛盾する長子相続や世襲財産を正当化する点において、ヘーゲルは同時代人の多くと意見を共有していた。他方でヘーゲルは、第二院の意義を個人ではなく「利益」の代表に求めた。そのため、フランス革命的な一人一票の原則は斥けられ、議員の選出母体は職業団体とされる。ヘーゲルの職業団体と中世的なギルドの相違は、前者が特権を持たず、職業選択の自由が認められる点にある。また

ヘーゲルは、「代表制的憲法」の根底にある「主観的自由」を実現する枠組みとして、政治の公開性を担保する出版の自由、ならびに特定の階層による法や司法の独占を防ぐ陪審員制を擁護した。

以上のようなヘーゲルの「代表制的憲法」の分析を通じて、著者は、従来等閑視されがちだった「ヘーゲル政治思想の制度的次元」(p. 3)を明らかにしている。評者の見るところ、有機体としての憲法、立憲君主制、二院制議会の構成とそれを支える社会制度（長子相続や職業団体）についてのヘーゲルの制度構想が、それぞれの民族の歴史的發展と個人の「主観的自由」とを調和させるという大原則のもと体系化されていることを本書は的確に示している。

それだけでなく、本書は『法哲学綱要』のような古典的テキストの背後にある豊かな知的環境を再現している。同時代の様々な政治的言説とヘーゲルの議論が対比されることによって、ヘーゲルのような独創的な思想家もまた「自身の時代の子ども」(p. 211)であり、同時代の論争に介入する意図をもって議論を構築していたことが判明する。それと同時に、後世の読者がヘーゲルの独特のアイディアだとみなしがちな議論の多くが、すでに同時代の公共圏において盛んに議論されていたことが明るみに出される。その限りで、本書はヘーゲルの脱神話化に成功している。総じて本書は、ヘーゲルの法哲学を体系的に研究する者にとっても、19世紀前半のドイツの法学や政治学を研究する者にとっても、そして政治思想史全体におけるヘーゲルの位置づけを改めて検討したい者にとっても有益な一冊である。

第33回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ

2026年5月23日（土）・24日（日）に成蹊大学（東京都武蔵野市）で開催される第33回研究大会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 募集するパネルのテーマ

- 多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第33回研究大会の統一テーマ「政治思想における世代」との関連性が高いテーマのパネルが優先されます。

2. 応募資格

- パネル構成員（司会者、報告者、討論者）が全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- 前回の第32回（2025年度）研究大会における自由論題またはシンポジウムの報告者、ならびに第31回（2024年度）・第32回（2025年度）研究大会における公募パネルの報告者は、報告者としては応募できません。ただし、司会者または討論者としての応募は可能です。今回の第33回（2026年度）研究大会の自由論題に応募する方は、パネル構成員（司会者、報告者、討論者）として重複して応募することはできません。
- あらゆる世代からの積極的な応募を期待しますが、応募が多数の場合には、若手研究者、研究歴の短い研究者、これまで報告したことのない会員を優先する場合があります。
- 第33回（2026年度）研究大会の公募パネルで報告者を務めた方は、2027年度と2028年度の公募パネルに報告者として応募することはできません。

3. パネルの構成、時間、使用言語

- パネルは1名の司会者、2名または3名の報告者によって構成されるものとします。討論者を加えることもできます。
- 各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- パネルは120分を予定しています。時間を厳守してください。パネルにおける報告時間の配分はパネルの自主性に委ねますが、質疑応答や討論の時間を十分に確保してください。
- 公募パネルの進行・運営は司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時刻については開催校と研究企画委員会の指示に従ってください。
- 採用決定後、プログラムの全体が確定した時点で、パネルの配当時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催日程のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。現時点では公募パネルは、第一日目（土曜）の午後、研究企画委員会が運営する2つの企画セッションと同時間帯に配当予定です。
- パネルで使用される言語は、日本語もしくは英語とします。

4. 応募手続き

- 応募は応募代表者が行ってください。応募代表者はパネル構成員（司会者、報告者、討論者）のなかから選んでください。
- 応募代表者は、A4の用紙サイズに横書きで、以下の①～④を記入したファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ①パネル構成員（司会者、報告者、討論者）全員の氏名（ふりがな）、生年、所属、役職・

立場、メールアドレス

- ②パネルの題目と、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)
- ③各報告の報告題目と報告要旨(各2,000字以内)
- ④パネルが英語で行われる場合は②と③の英訳
- ・ Eメール宛先 研究企画委員会 <jcspt2026@gmail.com> 件名欄に「政治思想学会 公募パネル応募」と明記してください。
- ・ 締切日 2025年9月7日(日) 24時必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2025年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2026年5月6日(水) 24時(厳守)までに、報告原稿(フルペーパー。形式はPDF、Microsoft Wordのいずれか)を送付してください。
- ・ 送付先は、(1) ホームページ担当の岡崎晴輝会員 <okazaki.seiki.882@m.kyushu-u.ac.jp>、板井広明会員 <itaih@isc.senshu-u.ac.jp>、松尾隆佑会員 <kihamu@gmail.com>、(2) 研究企画委員会 <jcspt2026@gmail.com>、および、(3) 当該パネルのパネル構成員全員です。
- ・ 報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。
- ・ 事前に提出されなかった資料など、印刷資料を配布される場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

7. この件についての問い合わせ先

- ・ 研究企画委員会 <jcspt2026@gmail.com> 件名欄に「政治思想学会 公募パネル問い合わせ」と明記してください。

研究企画委員会

犬塚元(主任)、乙部延剛、上村剛、河村真実、内藤葉子、濱野靖一郎、柳愛林

第33回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2026年5月23日(土)・24日(日)に成蹊大学(東京都武蔵野市)で開催される第33回研究大会において、自由論題セッションを設けます。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。
- ・ 前回の第32回(2025年度)研究大会の自由論題に採用された方は応募できません。今回の第33回(2026年度)研究大会の公募パネルにパネル構成員(司会者、報告者、討論者)として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待しますが、応募者が多数の場合には、若手研究者、研究歴の短い研究者、これまで報告したことのない会員を優先する場合があります。

2. 報告時間、使用言語

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。時間を厳守してください。
- ・ 採用決定後、プログラムの全体が確定した時点で、報告の配当時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催日程のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。
- ・ 報告および報告原稿で使用される言語は、日本語とします。

3. 応募手続き

- ・ 報告希望者は、A4の用紙サイズに横書きで、氏名(ふりがな)、生年、所属、役職・立場、メールアドレス、報告題目、報告要旨(2,000字以内)を記入したファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・ Eメール宛先 研究企画委員会 <jcspt2026@

gmail.com> 件名欄に「政治思想学会 自由論題応募」と明記してください。

- ・ 締切日 2025年9月7日(日) 24時必着

4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2025年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2026年5月6日(水) 24時(厳守)までに、報告原稿(フルペーパー。形式はPDF、Microsoft Wordのいずれか)を送付してください。
- ・ 送付先は、(1) ホームページ担当の岡崎晴輝会員 <okazaki.seiki.882@m.kyushu-u.ac.jp>、板井広明会員 <itaih@isc.senshu-u.ac.jp>、松尾隆佑会員 <kihamu@gmail.com>、(2) 研究企画委員会 <jcspt2026@gmail.com>、および、(3) 配当された自由論題会場のパネリスト(司会者・報告者)全員です。
- ・ 報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。
- ・ 事前に提出されなかった資料など、印刷資料を配布される場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

6. この件についての問い合わせ先

- ・ 研究企画委員会 <jcspt2026@gmail.com> 件名欄に「政治思想学会 自由論題問い合わせ」と明記してください。

研究企画委員会

犬塚元(主任)、乙部延剛、上村剛、河村真実、内藤葉子、濱野靖一郎、柳愛林

政治思想学会「学会報告奨励賞」(2025年度)のご案内

学会報告奨励賞(2025年度)は、2026年5月に開催される研究大会で学会報告を行う会員に対して旅費を支給するものです。自由論題での発表を考えている方は、別途自由論題の報告者募集に必ずご応募ください。質問がありましたら政治思想学会事務局までお寄せください(E-mail: jcsptoffice@gmail.com)。

学会報告奨励賞 応募規定(2025年度)

1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費(交通費・宿泊費)を支援するために設けるものである。

2. 応募資格

- ①政治思想学会の会員であること。
- ②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。
- ③博士課程在学者、専任職(学振研究員等を含む)についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

3. 応募条件

- ①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。
- ②2025年9月7日(日)までに応募すること。

4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

- ①次の書類を上記期間に、事務局宛に送ること。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募」

と明記すること。

- (1)履歴書
- (2)業績書
- (3)原則として、他組織からの援助のないものを優先するので、申請時にはかの組織による援助を受けることが決定している場合、あるいは援助を申請中の場合は、業績書にその旨を明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔軟に運用する。

③発表終了後に領収書(旅費・宿泊費)を提出すること。

5. 支給額

交通費：4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費：1万円以内の実費。

6. 注意事項

①本賞の受賞者が他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは堅く禁止する。応募者は二重給付の事態が生じないよう留意すること。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談のうえ予約手続きを進めること。

2025年7月20日発行 発行人 安武真隆 編集人 川上洋平

政治思想学会事務局 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

立命館大学法学部 山本圭研究室内

E-mail: jcsptoffice@gmail.com

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）

（株）アドスリー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-20 サンライズビルⅡ3F

Tel : 03-3528-9841 Fax : 03-3528-9842

学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>